

## 医療需要等の変化を踏まえた医療機関に関する支援事業について ( 病床数適正化支援事業 )

### 1. 事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的に給付支援を行う。(国令和6年度補正予算428億円)

2. 交付額 病院(一般病床・療養病床・精神病床)・有床診：4,104千円/床

### 3. 支給対象(案)

- ・令和7年9月末までに許可病床数を削減
- ・令和7年9月末時点で、廃院をしていないこと ※地域医療構想に基づく再編統合は除く
- ・産科・小児科病床の削減、同一開設者による病床融通等は算定から除外

4. 県予算額(令和6年度2月補正(初日)) 100床×4,104千円=410,400千円

### 5. 懸念事項 2/21 国の説明をうけ、事業の執行に向けて検討したところ、以下の点について懸念

- ① 患者の減少や看護職員等の確保が困難な状況から、一部病床を休床している病院があり、国の提示した事業内容(案)でこの事業を進めると、こうした病院からの病床の削減を伴う申請が予想される
- ② 本県の医療提供体制については、保健所が中心となり圏域の調整会議等で、必要な病床数を含め、その役割分担や連携体制について検討し、調整を行うという県の方針と合わない

### 6. 今後の対応

- ① 国に対して、圏域で調整を行うための期間を確保するなど、県独自の進め方ができるよう要望する
- ② 圏域の調整会議での合意を得られない場合、県として国に進達(事業計画の提出)は行わない